令和４年度第１回三鷹市国民健康保険運営協議会会議録要旨

●開催日　令和５年２月９日（木）

●出席委員　淺見委員、佐藤委員、森屋委員、逆瀨委員、田中委員、梅田委員、

 内原委員、長田委員、金子委員、根本委員、伊東委員、栗原委員、

　　　　　　瀧下委員、山本委員（14名　名簿順）

●市　　側　馬男木副市長、一條市民部長、室谷市民部調整担当部長・納税課長、

近藤保健医療担当部長、黒崎保険課長、水口納税整理担当課長、

佐藤国保加入係長、中嶋国保給付係長

●傍 聴 者　なし

１　開　会

２　委員・職員自己紹介

３　副市長挨拶

４　議　事

　　三鷹市国民健康保険運営状況について、三鷹市国民健康保険条例の一部改正について

＜資料説明＞

保険課長：資料「三鷹市国民健康保険の現状」「三鷹市国民健康保険条例の一部改正について」を説明

＜質疑応答＞

委　員：新型コロナウイルス感染症対策で、傷病手当金の支給の実績が書かれているが、実数的にはどのぐらいになっているのか。

保険課長：令和３年度は、22件、支給額が約107万円。令和４年度は、新型コロナウイルスの感染の確認を、以前は医療機関の診断書が必要だったが、医療機関の逼迫の影響を受け、検査キット等で陽性が判明した場合、そちらの確認ができれば、傷病手当金を支給することができるようになったため、増加傾向である。昨年度よりはかなり数が増えて、労務に服することができないときに、生活支援の対象になっていると認識している。

委　員：例えば、低所得者対策とか、出産育児の際に使うほうの立場、市民のほうから言うと、少しよくなったなという感があるが、これは国民健康保険の場合で、ほかの保険の状況というのはどのようなものなのか。何か資料・情報はあるか。

保険課長：市の政策部門と調整している段階だが、軽減所得の見直しに伴い、一定の市の負担は増えるものというふうに認識しており、被保険者の方の負担が減る分、市の負担は一定増えるものと認識している。出産育児一時金については、法定内繰入れも含め、市の負担は増えるものと認識はしている。

（「ほかの保険」と呼ぶ者あり）

出産育児一時金については、国民健康保険も含め、全保険対象になる予定である。軽減所得の見直しについては、後期高齢者の医療制度も同様の対応する予定になっている。

　　　　国民健康保険と後期高齢者医療については、所得に応じて負担が決まるが、ほかの基本的な被用者保険、協会けんぽ等の保険については、標準報酬という形で、報酬に基づいて一定割合を掛けて負担する形のため、こちらの見直しについては適用になっていないというふうに認識している。

委　員：低所得者対策において、５割軽減と２割軽減の要件緩和は、低所得者にはありがたいと思う。実際に軽減を受けている方は割合多いと思うが、この改定でどのぐらい増える見込みでいるのか、また、この対象になる方はプッシュ型になるのか、それとも、自己申告になるのか。対象者になる方が確実にこの制度を利用できるように取り組んでほしいと思うが、その点での取組を確認したい。

保険課長：現時点では所得が本年度と同じということで試算している。所得というのは、年によって変わってくる可能性が高いが、国保は世帯単位で管理しているため、現時点では、５割軽減が約30世帯、２割軽減は約80世帯と想定している。これは、昨年１月から12月までの収入、所得状況において変わってくるため、事務局として想定している見込みである。

会　長：三鷹市の場合、人口自体は若干減少傾向にあるが、いわゆる出生数、平均的な、それは１年間で何人ぐらいか。

保険課長：国民健康保険に加入されている方の出産育児一時金は年間約120件程度である。また、三鷹市民の中で国民健康保険の加入者は２割を切っている。

保健医療担当部長：出生数は、令和３年度1,337人。２年に比べると若干減っているという状況である。

委　員：主人は後期高齢者の保険料を引かれて、私はまだ国民健康保険ということで、主人のと一緒に、後期高齢者の分と一緒に引かれている。自分の国民年金には加わってなくて、主人と一緒に、後期高齢者の分と一緒に引かれている。自分の分がどのぐらい引かれている、税金をお支払いしているのかなという、そういうのはちょっと、ずっと疑問に思っていた。主人が後期高齢者にならなければ、感じなかったことだが。その割合というのは大体分かるのか。収入によってだと思うが。主人の。私は扶養家族なので。そのところを聞きたい。

保険課長：御主人様が後期高齢者医療制度の保険に入られて、奥様が国民健康保険の場合は、国民健康保険につきましては、世帯主に国民健康保険税の税額を通知してお支払いをいただくという形になる。御主人は後期高齢者医療のほうの負担をいただきながら、併せて、奥様の国民健康保険の分も負担いただく形になる。税額は、国民健康保険も後期高齢者医療もまず均等割というものがあり、あと所得に応じて、税率を掛けて御負担をいただくことになる。御主人様が一定の年金収入があると、その年金収入から一定の控除を引きまして、年金所得というのが確定するので、それから基礎控除を引いて、それに税率を掛けて、それを後期高齢者医療保険料としてまずお納めいただく。年金から引かれていると、２か月に一遍引かれる形になり、年度の関係で、ちょうど今後、仮徴収という形で４月以降、また一旦仮の請求をさせていただき、その後、お支払いいただくという形になる。奥様の場合は、奥様の所得に基づいて計算をするが、収入がなければ、その世帯所得に応じて、軽減が７割、５割、２割の軽減を受けて、その部分を御負担いただくという形になる。奥様の国民健康保険につきましては、納付書で御通知をして、お納めいただくという形になるということで、そういう意味では、奥様のお名前で御請求が行かないという、そういう仕組みである。あくまで、世帯主の方に御請求をいただくという流れである。その部分では、御負担がどれぐらいかというのは分かりづらい部分はあるが、そういう制度になっている。後期高齢者医療は各人それぞれ御負担いただくが、国保は世帯まとめてという形で対応しているので、そのように御理解をいただきたい。

委　員：私の一応、国民年金というのが入ってきているんですね、多少なりとも。主人の年金と一緒に、それも合算されるのか。それで金額が決まるのか。

保険課長：あくまで奥様の保険税については、旦那様と奥様、それぞれで計算するので、合算して計算するということではない。あくまで、御主人様の所得で後期高齢者の金額を確定し、奥様は奥様の収入に応じて国保の金額を計算をし、その請求先が世帯主の方に行くということである。

委　員：一緒にプラスされていると。はっきり自分のを幾ら払っているんだろうというのは、ちょっと分からないですよね、それは。分かりました。

委　員：健康保険の現状についての８ページ目です。先ほど傷病手当金の支給について、私のところに、フリーランスの方で傷病手当金が受けられないというので、受けられるようにしてほしいという声があった。三鷹市としての傷病手当金の対象についての考え方を聞きたい。

保険課長：傷病手当金は、国の補助金を得られる制度であるので、国の示された制度に基づいて実施している。フリーランスの方については、国からは対象にならないというふうに示されている。自治体によっては、対象にしている自治体もあるようだが、現状の三鷹市の国保の財政状況を踏まえると、こちらのほうまで拡大することは現時点ではちょっと難しいと認識をしており、国の制度にのっとった対応をしている。

市民部長：この傷病手当金がいわゆる雇用されている、勤めている方については、雇用主のほうからその方が本当にコロナでもって働くことができなかったといった証明が出るということで、傷病手当金が対象になっているが、確かに御指摘のとおり、フリーランス、自営業の方が同じようにコロナに感染してしまって働けなくて一定の所得が得られなかった、やはり、そういうことは組織で働いている方と同様に、私どもは、フリーランスの方についても同じような制度でもって、国がしっかり財政措置をすべきだというふうに考えており、それは三鷹市が独自に、東京都市長会にそういった制度拡充ということを要望しており、これについては引き続き、市として積極的な要請、要望をしていきたいと考えている。

委　員：私に話のあった方は、やはり国保税は払っている、また、それなりに額も大きい方で、納めているのに傷病手当金が受けられる方と受けられない方がいるということで、市の考え方はよく分かった。コロナで同じように働けなくて困っている方への支援が必要だという認識はあるということで、国の制度としてなってない、それが実現していないという点が課題だという点では分かった。

市民部長：今日は国保の現状と、今回、定例会に出した議案につきまして御説明をしたが、確かに今日、短時間で御説明をして、なかなか国保の制度全体というのを、今回委員になられた方も含め、すぐにちょっとここで御質問とかということも難しいところもあるかと思うので、いつでも結構ですので、三鷹の国保の現状であるとか、制度について、御質問とか、何か御意見とかありましたら、いつでも保険課のほうの事務局で承っておりますので、その点については、また、今回の協議会以降についてでも、いろんなお声をいただければと思うので、どうぞよろしくお願いいたします。

会　長：各委員は理解しておきたい部分、あるいは疑問点などがあれば質問や意見を事務局に電話、メール、手紙、直接にでも、問い合わせてほしい。

４　閉　会